

## 条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和8年2月定例県議会に提案される福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の条例案について、別紙1のとおり知事から意見の聴取があったため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定に基づき、承認を求めます。

令和8年2月25日

教 育 長

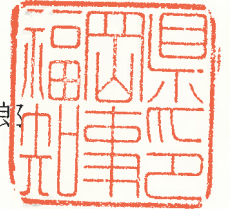
# 別紙 1

7人第2460号

令和8年2月9日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



## 条例の提案に対する意見の聴取について

令和8年2月定例県議会に下記の条例案を別紙のとおり提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

## 記

### 1 提案条例案

- (1) 福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- (2) 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

### 2 回答期限

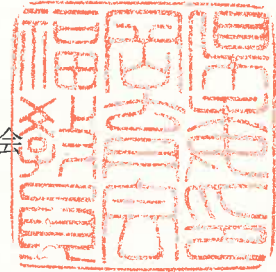
令和8年2月10日（火）

## 別紙 2

7 教総第 3 0 5 2 号  
7 教財第 2 9 5 0 号  
令和 8 年 2 月 1 0 日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について（回答）

（対 2 月 9 日 7 人 第 2 4 6 0 号）

さきに意見聴取のあった標記事項については、同意します。

## 福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和7年9月19日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、第二種初任給調整手当を新設するほか、所要の規定の整備を行うもの

### 2 改正の概要

(1) 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正

第二種初任給調整手当：職員の給与額が民間の賃金の最低基準を下回る場合に、その差額を支給する手当を新設

(2) 福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

教員特殊業務手当：部活動指導業務に係る手当額を引上げ（日額2,700円→3,900円）

(3) 福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部改正

へき地手当：地域手当との減額調整を廃止

### 3 施行期日

令和8年4月1日

ただし、(3)については、公布の日（令和7年4月1日から適用）

## 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和7年9月19日付けの職員の給与に関する報告に鑑み、第二種初任給調整手当を新設するもの

### 2 改正の概要

○ 第二種初任給調整手当

給料月額及びこれに対する地域手当の額の合計額を勤務一時間当たりの額に換算した額が、在勤する地域における最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填する手当を新設

$$\boxed{\text{第二種初任給調整手当}} = \boxed{\text{在勤する地域における最低賃金に相当する額}} - \boxed{\text{給料月額及びこれに対する地域手当の額の合計額を勤務一時間当たりの額に換算した額}}$$

※福岡県の最低賃金 1,057円  
(令和7年11月16日発効)

月額に換算

### 3 施行期日

令和8年4月1日

福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正  
する条例案要綱

第一 概要

福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和七年九月十九日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、第二種初任給調整手当を新設するほか、所要の規定の整備を行うものである。

第二 条例案の要旨

一 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正  
この条例による給与に、第二種初任給調整手当を新設するものであること。（第三条、第五条及び第十一条の二関係）

二 福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正  
教員特殊業務手当の額を引き上げるものであること。（第九条関係）

三 福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部改正  
へき地手当と地域手当の減額調整を廃止するものであること。  
（第二条関係）

四 その他

(一) この条例は、令和八年四月一日から施行するものであること。  
。ただし、前記三の規定は公布の日から施行するものであること。  
と。（附則第一条第一項関係）

(二) 前記三の改正後の条例の規定は、令和七年四月一日から適用  
するものであること。（附則第一条第二項関係）

(三) 給与の内払について規定するものであること。（附則第二条  
関係）

(四) この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定め

るものであること。  
(附則第三条関係)

第 号議案

福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正  
する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和八年二月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

理由

福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和七年九月十九日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、第二種初任給調整手当を新設するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正  
する条例

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「給料」の下に「、初任給調整手当(第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。)」を加える。

第五条中「あつて」の下に「、初任給調整手当」を加える。

第十一条の二を次のように改める。

(初任給調整手当)

第十一条の二 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第八条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額)並びにこれに第十三条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人

事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要がある」と認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第五号中「二千七百元」を「三千九百元」に改める。

(福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例(昭和四十六年福岡県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項を削る。

#### 附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

2 第三条の規定による改正後の福岡県公立学校職員のへき地手当等

に関する条例（以下「へき地手当条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条 第三条の規定による改正後のへき地手当条例の規定を適用する場合においては、第三条の規定による改正前のへき地手当条例の規定に基づいて支給された給与は、第三条の規定による改正後のへき地手当条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第 号議案

福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
新旧対照表

福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）  
（第一条関係）

改正案	現行
<p>（給与の種類）</p> <p>第三条 この条例による給与は、給料、初任給調整手当（第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及びへき地手当（第二十三条の四の規定によるこれに準ずる手当を含む。第五条第一項において同じ。）とする。</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第三条 この条例による給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及びへき地手当（第二十三条の四の規定によるこれに準ずる手当を含む。第五条第一項において同じ。）とする。</p>
<p>（給料）</p> <p>第五条 給料は、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第九条第一項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及びへき地手当を除いたものとする。</p>	<p>（給料）</p> <p>第五条 給料は、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第九条第一項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及びへき地手当を除いたものとする。</p>
<p>（初任給調整手当）</p> <p>第十一条の二 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第八条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定</p>	<p>第十一条の二 削除</p>

年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第十三条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2| 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3| 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4| 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第五号） （第二条関係）	
改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（教員特殊業務手当）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 前項第四号の業務 三千九百円</p> <p>六（略）</p>	<p style="text-align: center;">（教員特殊業務手当）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 前項第四号の業務 二千七百円</p> <p>六（略）</p>

<p>福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第九号）</p>	<p>（第三条関係）</p>
<p>改正案</p> <p>（へき地手当の支給）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（削除）</p>	<p>現行</p> <p>（へき地手当の支給）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 給与条例第十三条の二の規定による地域手当の支給を受ける職員には、前三項の規定にかかわらず、同条の規定による地域手当の額の限度において、へき地手当は、支給しない。</p>

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
案要綱

第一 概要

福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和七年九月十九日付の給与に関する報告に鑑み、第二種初任給調整手当を新設するものである。

第二 条例案の要旨

- 一 福岡県職員の給与に関する条例の一部改正  
初任給調整手当について、第二種初任給調整手当を新設するものであること。（第三条、第十条の二及び第十条の三関係）
  - 二 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正  
この条例による給与に、第二種初任給調整手当を新設するものであること。（第三条及び第四条関係）
  - 三 福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正  
この条例による給与に、第二種初任給調整手当を新設するものであること。（第三条及び第八条関係）
  - 四 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正  
初任給調整手当について、第二種初任給調整手当を新設するものであること。（第二条、第二条の二及び第十二条関係）
- 第三 その他
- 一 この条例は、令和八年四月一日から施行するものであること。  
（附則第一条関係）

二 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めるものであること。（附則第二条関係）

第 号議案

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和八年二月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

理由

福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和七年九月十九日付けの給与に関する報告に鑑み、第二種初任給調整手当を新設する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。)」を加える。

第十条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十条の三 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第七条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額)並びにこれに第十三条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給す

る。

2 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があるものと認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(單純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 單純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「給料」の下に、「第二種初任給調整手当」を加える。

第四条第一項中「あつて」の下に、「第二種初任給調整手当」を加える。

(福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「並びに」の下に「第二種初任給調整手当、」を加える。

第八条に次の一号を加える。

四 第二種初任給調整手当の支給対象となる一般職の職員との均衡を考慮して規則で定めるパートタイム会計年度任用職員一般職の職員に支給される第二種初任給調整手当の額に相当する額として規則で定める額

(福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年福岡県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。)」を加える。

第二条の二及び第十二条第一項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(人事委員会規則への委任)

第二条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第 号議案

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
新旧対照表

改正案	現 行
<p>福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号） （第一条関係）</p> <p>第三条 この条例による給与は、給料、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び農林漁業普及指導手当とする。</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第十条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から二十年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第五号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第四号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによる額を減じて、第一種初任給調整手当として支給する。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第一種初任給調整手当を支給する。</p> <p>3 前二項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第一種初任</p>	<p>福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号） （第一条関係）</p> <p>第三条 この条例による給与は、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び農林漁業普及指導手当とする。</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第十条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から二十年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第五号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第四号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによる額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</p> <p>3 前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に</p>

給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十条の三 新たに採用された職員であつて、

採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第七条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第十三条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2| 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3| 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4| 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（新設）

改正案		現行
<p>単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例  (昭和三十二年福岡県条例第四十七号) (第二条関係)</p>		
(給与の種類)	<p>第三条 この条例による給与は、給料、第二種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p>	<p>第三条 この条例による給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p>
(給料)	<p>第四条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、第二種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p>	<p>第四条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p>
2 (略)		2 (略)

福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例 (令和元年福岡県条例第四号) (第三条関係)	
改正案	現行
<p>(給与の種類)</p> <p>第三条 この条例による給与は、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬、期末手当及び勤勉手当とし、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料並びに第二種初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、特勤手当(これに準ずる手当を含む。)、及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。)(以下「各種手当」という。)</p> <p>(報酬に加算する額)</p> <p>第八条 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員には、その区分に応じて、当該各号に掲げる額を第七条に規定する報酬に加算して支給する。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 第二種初任給調整手当の支給対象となる一般職の職員との均衡を考慮して規則で定めるパートタイム会計年度任用職員 一般職の職員に支給される第二種初任給調整手当の額に相当する額として規則で定める額</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第三条 この条例による給与は、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬、期末手当及び勤勉手当とし、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、特勤手当(これに準ずる手当を含む。)、及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。)(以下「各種手当」という。)</p> <p>(報酬に加算する額)</p> <p>第八条 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員には、その区分に応じて、当該各号に掲げる額を第七条に規定する報酬に加算して支給する。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>(新設)</p>

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例  
 (昭和三十七年福岡県条例第五十二号) (第四条関係)

改正案	現行
<p>(給与の種類)</p> <p>第二条 この条例による給与は、給料、初任給調整手当(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。)、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第二条の二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項の規定により採用された職員には、前条の給与のうち、第一種初任給調整手当及び扶養手当は支給しない。</p> <p>2 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)には、前条の給与のうち、第一種初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、管理職員特別勤務手当及び管理職手当は支給しない。</p> <p>(育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員の給与の取扱い)</p> <p>第十二條 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八條第一項の規定により採用された職員(次項において「育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員」という。)には、第二条に規定する給与のうち、第一種初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は支給しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第二条 この条例による給与は、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第二条の二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項の規定により採用された職員には、前条の給与のうち、初任給調整手当及び扶養手当は支給しない。</p> <p>2 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)には、前条の給与のうち、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、管理職員特別勤務手当及び管理職手当は支給しない。</p> <p>(育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員の給与の取扱い)</p> <p>第十二條 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八條第一項の規定により採用された職員(次項において「育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員」という。)には、第二条に規定する給与のうち、初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は支給しない。</p> <p>2 (略)</p>